

(案)

資料 1

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2 年 5 月 1 8 日

世田谷区契約担当者

1 件名	世田谷区本庁舎等整備工事
2 入札の方式	技術提案型総合評価方式
3 履行場所	世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号 外
4 工期	契約締結日から令和 9 年 4 月 3 0 日まで
5 工事種別	建築工事
6 工事概要	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; text-align: center;">実施設計に基づき、構造、延べ面積、階数、高さ等の工事概要を記載する予定。</div>
7 予定価格	円 (税込)
8 低入札価格調査	低入札価格調査制度の調査基準価格を設ける。 失格基準価格の設定あり。(基準価格はいずれも非公表)
9 入札に参加する者に必要な資格	<p>単体企業又は 3 者以内の建設共同企業体 (以下「JV」という。) であること。</p> <p style="text-align: center;">単体企業及び JV の代表構成員 (第 1 順位) に必要な資格</p> <p>以下の (1) ~ (5) に掲げる条件 ((5) は JV の代表構成員の場合に限る。) 及び に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 以下の 3 つの施工実績を有すること。なお、施工実績はいずれも平成 22 年度以降に竣工したものとし、元請 (JV での請負工事については代表構成員) として請け負ったものに限る。</p> <p style="padding-left: 20px;">延べ面積 10,000 m²以上の国又は地方公共団体の庁舎の新築工事の施工実績</p> <p style="padding-left: 20px;">延べ面積 10,000 m²以上の免震構造の建物の新築工事の施工実績</p> <p style="padding-left: 20px;">500 席以上の段床客席、音響設備、照明設備及び舞台設備をもつ多目的ホールの新築又は改修工事の施工実績</p> <p style="padding-left: 20px; color: red;">改修工事の場合は客席、音響、照明、舞台等の全面的な改修、又は特定天井の改修に限り、模様替えや一部のみの改修は除く。</p> <p>(2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス (以下「電子調達サービス」という。) において「建築工事」A の格付を有すること。</p> <p>(3) 経営事項審査の建築工事業に係る総合評定値が 1,600 点以上で</p>

	<p>あること。</p> <p>(4) 建築工事業の特定建設業許可を受けていること。</p> <p>(5) JVの代表構成員の場合、出資比率が構成員中最大であること。</p> <p style="text-align: center;">JVの第2順位の構成員に必要な資格</p> <p>以下の1～3に掲げる条件のいずれかを満たし、 に掲げる条件をすべて満たすこと。なお、出資比率は2者によるJVの場合は30%以上、3者によるJVの場合は20%以上とする。</p> <hr/> <p>1 建築工事業</p> <p>以下の(1)～(4)に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 免震構造の建物の新築工事の施工実績を有すること。なお、施工実績は元請として請け負ったものに限る。(JVでの請負工事については第2順位以下の構成員として請け負ったものも可とする。)</p> <p>(2) 電子調達サービスにおいて「建築工事」Aの格付を有すること。</p> <p>(3) 経営事項審査の建築工事業に係る総合評価値が1,300点以上であること。</p> <p>(4) 建築工事業の特定建設業許可を受けていること。</p> <hr/> <p>2 電気工事業</p> <p>以下の(1)～(4)に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 免震構造の建物の新築工事の施工実績を有すること。なお、施工実績は元請又は1次下請として請け負ったものに限る。(JVでの請負工事の場合、第2順位以下の構成員として請け負ったものも可とする。)</p> <p>(2) 電子調達サービスにおいて「電気工事」Aの格付を有すること。</p> <p>(3) 経営事項審査の電気工事業に係る総合評価値が1,300点以上であること。</p> <p>(4) 電気工事業の特定建設業許可を受けていること。</p> <hr/> <p>3 管工事業(空調工事・給排水衛生工事)</p> <p>以下の(1)～(4)に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 免震構造の建物の新築工事の施工実績を有すること。なお、施工実績は元請又は1次下請として請け負ったものに限る。(JVでの請負工事の場合、第2順位以下の構成員として請け負ったものも可とする。)</p> <p>(2) 電子調達サービスにおいて「空調工事」Aかつ「給排水衛生工事」Aの格付を有すること。</p>
--	--

	<p>(3) 経営事項審査の管工事業に係る総合評価値が 1,300 点以上であること。</p> <p>(4) 管工事業の特定建設業許可を受けていること。</p>
	<p>J V の第 3 順位の構成員に必要な資格</p>
	<p>以下の 1 ~ 3 に掲げる条件のいずれかを満たし、 に掲げる条件をすべて満たすこと。なお、出資比率は 20% 以上とする。</p>
	<p>1 建築工事業</p> <p>以下の (1) ~ (3) に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 電子調達サービスにおいて「建築工事」A の格付を有すること。</p> <p>(2) 経営事項審査の建築工事業に係る総合評価値が 1,000 点以上であること。</p> <p>(3) 建築工事業の特定建設業許可を受けていること。</p>
	<p>2 電気工事業</p> <p>以下の (1) ~ (3) に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 電子調達サービスにおいて「電気工事」A の格付を有すること。</p> <p>(2) 経営事項審査の電気工事業に係る総合評価値が 1,000 点以上であること。</p> <p>(3) 電気工事業の特定建設業許可を受けていること。</p>
	<p>3 管工事業 (空調工事・給排水衛生工事)</p> <p>以下の (1) ~ (3) に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 電子調達サービスにおいて「空調工事」A かつ「給排水衛生工事」A の格付を有すること。</p> <p>(2) 経営事項審査の管工事業に係る総合評価値が 1,000 点以上であること。</p> <p>(3) 管工事業の特定建設業許可を受けていること。</p>
	<p>単体企業及び J V の構成員すべてに共通して必要な資格</p>
	<p>以下の (1) ~ (8) に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。</p> <p>(2) 電子調達サービスで世田谷区の入札参加資格を有していること。</p> <p>(3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされていない</p>

	<p>こと。</p> <p>(4) 世田谷区から世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月23世経理第709号)に基づく入札参加除外措置を現に受けていないこと。</p> <p>(5) 世田谷区から世田谷区指名停止基準(平成7年3月世経理発第221号)に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。</p> <p>(6) 建築業法(昭和24年法律第100号)の規定に従い、当該工事現場に監理技術者又は主任技術者を適正に配置できること。</p> <p>(7) 次に掲げる本工事に係る設計者、CMR(コンストラクション・マネジャー)及びそれらの関係会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者、親会社を同じくする子会社同士にある者、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている者をいう。)でないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計者 株式会社佐藤総合計画 ・CMR 明豊ファシリティワークス株式会社 <p>(8) 次に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区本庁舎等整備総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)委員及びその親族(2親等内の血族及び姻族に限る。)が主宰、役員、顧問及び所属をしている営利団体 ・審査委員会委員が大学に所属する場合において、その審査委員会委員の研究室に現に所属する者が主宰、役員、顧問及び所属をしている営利団体 <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)の施工実績の確認のため証明する資料(契約書(設計図書又は図面等を含む。))又はコリンズしゅん工時工事カルテ受領書等。以下同じ。)を提出すること。 ・JVでの参加の場合は建設共同企業体入札参加申請書、建設共同企業体協定書(甲)及び1(1)、2(1)又は3(1)の施工実績の確認のため証明する資料を提出すること。 ・提出書類は世田谷区財務部経理課契約係へ持参すること。 <p>詳細は入札説明書による。</p>
10 入札方法	<p>(1) 入札方式 電子入札(東京電子自治体共同運営電子調達サービスを使用する。)</p> <p>(2) 入札期間 入札参加資格確認結果通知日から令和2年10月9日17時まで</p> <p>(3) 再度入札</p>

	<p>無</p> <p>(4) 開札日時 令和2年10月14日9時30分(予定)</p> <p>(5) 申込方法 電子調達サービスで入札参加資格確認申請書を提出する。 受領期限：令和2年6月9日10時 資格確認通知：令和2年6月16日(予定)</p>
11 入札保証金	免除
12 契約条項を示す日時・場所	<p>(1) 契約約款 世田谷区本庁舎等整備工事請負契約約款による。 世田谷区ホームページで閲覧できる。</p> <p>(2) 設計図書(一般図) 世田谷区ホームページにて公開する。 【公開日】令和2年5月18日</p> <p>(3) 設計図書(詳細図) 入札参加資格確認通知を受けた者に記録媒体(DVD-Rを予定)により提供する。 【提供日】令和2年6月16日到着(予定)</p>
13 契約保証金	入札説明書による。
14 前払金	有 詳細は入札説明書による。
15 中間前払金	無
16 部分払	有 詳細は入札説明書による。
17 質疑応答	<p>(1) 質疑応答(入札参加資格確認申請関係) 質疑方法 電子メールによる。 質疑受付期間 令和2年5月18日から5月25日15時まで 質疑回答日時 令和2年6月2日16時までに回答(予定)</p> <p>(2) 質疑応答(設計図書、入札手続き関係【1回目】) 質疑方法 電子調達サービスによる。 質疑受付期間 令和2年6月16日から6月26日15時まで 質疑回答日時 令和2年7月10日16時までに回答(予定)</p>

	<p>(3) 質疑応答 (設計図書、入札手続き関係【 2 回目】)</p> <p>質疑方法 電子調達サービスによる。</p> <p>質疑受付期間 令和 2 年 6 月 2 6 日 1 5 時から 7 月 1 7 日 1 5 時まで</p> <p>質疑回答日時 令和 2 年 7 月 3 1 日 1 6 時までに回答 (予定)</p> <p>詳細は入札説明書による。</p>
18 技術提案等	<p>(1) 技術提案等の書類の提出</p> <p>提出方法 世田谷区財務部経理課契約係へ持参すること。</p> <p>提出期限 令和 2 年 9 月 1 5 日 1 7 時まで</p> <p>提出書類 技術提案書等提出届、施工実績申告書、地域貢献申告書、技術提案書 ほか</p> <p>詳細は入札説明書及び世田谷区本庁舎等整備工事技術提案型総合評価方式実施要領による。</p> <p>(2) 技術提案に係るヒアリング 技術提案に係るヒアリングを実施する。 【実施日時】令和 2 年 1 0 月 1 0 日から 1 3 日までの間の指定日時</p>
19 その他	<p>(1) 参加資格を確認される者が 2 者以上ないときは、申し込み期間を延長または入札を中止することがある。</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。</p> <p>(3) 上記のほか入札説明書及び世田谷区本庁舎等整備工事技術提案型総合評価方式実施要領による。</p>